

議案第 31 号

指定管理者の指定の期間の変更について

平成 22 年 12 月市川市議会定例会において同月 3 日に可決された議案第 49 号の「指定管理者の指定について」における市川市南八幡デイサービスセンターの指定の期間を変更するため、次のとおり議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 4 日提出

市川市長 大久保 博

記

「平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 23 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に変更する。

理 由

平成28年3月31日をもって満了する市川市南八幡デイサービスセンターの指定管理者の指定の期間を1年間延長するため、当該期間を変更するものである。